

20160914

様式第 12 (第 13 条関係)

送配電等業務指針変更認可申請書

平成 28 年 9 月 14 日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関
理事長 金本 良嗣
住 所 東京都江東区豊洲 6 - 2 - 15

電気事業法第 28 条の 46 第 1 項後段の規定に基づき、送配電等業務指針の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙 1 のとおり。
- 2 変更しようとする年月日
経済産業大臣の認可を受けた日。
- 3 変更しようとする理由
平成 29 年度以降の供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への提出を 3 月末までに実施するため。
- 4 送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙 2 のとおり。



電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針の変更案 (新旧対照表)

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>第3章 供給計画の取りまとめ等</p> <p>(供給計画の案の提出)</p> <p>第8条 電気事業者は、<u>次の各号に定める期限までに</u>、経済産業省令に定める様式に準ずる様式により、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。</p> <p>一 <u>第3年度から第10年度の供給計画の案 毎年2月20日</u></p> <p>二 <u>第1年度及び第2年度の供給計画の案 毎年3月15日</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(供給計画の提出)</p> <p>第9条 電気事業者は、<u>毎年3月25日までに</u>、経済産業省令で定めるところにより、本機関に <u>供給計画を</u> 提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第3章 供給計画の取りまとめ等</p> <p>(供給計画の案の提出)</p> <p>第8条 <u>次の各号に掲げる</u> 電気事業者は、<u>それぞれ当該各号に定める期限までに</u>、経済産業省令に定める様式に準ずる様式により、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。</p> <p>一 <u>送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む。）及び発電事業者 毎年2月10日</u></p> <p>二 <u>一般送配電事業者 毎年3月10日</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(供給計画の提出)</p> <p>第9条 <u>次の各号に掲げる</u> 電気事業者は、<u>それぞれ当該各号に定める期限までに</u>、経済産業省令で定めるところにより、<u>供給計画を</u> 本機関に提出しなければならない。</p> <p>一 <u>送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む。）及び発電事業者 毎年3月1日</u></p> <p>二 <u>一般送配電事業者 毎年3月25日</u></p> <p>2 (略)</p>